

2025 年度 法令試験問題

問 1～問 12 は共通問題です。受験者全員が解答して下さい。

問 1 鉱山保安法の用語の意義等に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、誤っているものを(1)～(4)の中から 1 つ選びなさい。

- (1) 鉱山保安法において「鉱山」とは、鉱業を行う事業場をいう。ただし、鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設、当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設を除く。
- (2) 鉱山保安法において「鉱山労働者」とは、鉱山において鉱業に従事する者をいう。
- (3) 鉱山保安法において「保安」とは、①鉱山における人に対する危害の防止、②鉱山の施設の保全、③鉱害の防止、の 3 つをいう。
- (4) 鉱山保安法の規定によってした処分及び鉱業権者が鉱山保安法の規定によってした手続その他の行為は、鉱業権者の承継人に対しても、その効力を有する。

問 2 鉱業権者又は鉱山労働者の義務に関する次の記述について、に当てはまる
鉱山保安法令上定められている言葉を下記の(1)～(4)の組合せの中から選びなさい。

- ① 鉱業権者は、落盤、崩壊、出水、ガスの突出、ガス又は炭じんの爆発、自然発火及び坑内火災から A を保護するため必要な措置を講じなければならない。
- ② 鉱業権者は、ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理、並びに B について、鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない。
- ③ 鉱山労働者は、保護具その他の C から指示されたものを使用、着用又は携帯すること。
- ④ 鉱業権者は、衛生に関する通気の確保及び災害時における D のため必要な措置を講じなければならない。

	A	B	C	D
(1)	鉱山労働者	土地の掘削	鉱業権者	報告
(2)	鉱山労働者	騒音・振動	保安統括者	救護
(3)	鉱物資源	騒音・振動	保安統括者	報告
(4)	鉱物資源	土地の掘削	鉱業権者	救護

問 3 鉱業権者による鉱山の現況調査に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、誤っているものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 鉱業権者は、3日以上休業見込みの負傷者が同時に5人以上生じた災害の報告を産業保安監督部長にしたときは、当該報告に係る災害の原因その他の経済産業省令で定める事項を調査し、その結果を記録し、これを10年間保存しなければならない。
- (2) 鉱業権者は、鉱業法の認可を受けてその事業を休止したときは、鉱山の現況について、経済産業省令で定める事項を調査し、経済産業省令の定めるところにより、その結果を記録し、これを20年間保存しなければならない。
- (3) 鉱業権者は、鉱業権を放棄しようとするときは、鉱山の現況について、経済産業省令で定める事項を調査し、経済産業省令の定めるところにより、その結果を記録し、これを20年間保存しなければならない。
- (4) 経済産業大臣は、鉱山における保安のため必要があると認める場合には、鉱業権者に対し、保安に関する事項を調査し、経済産業省令の定めるところにより、その結果を記録し、これを保存することを命ずることができる。

問 4 鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容に関する次の①～③の記述の正誤について、(1)～(4)の中から正しいものを1つ選びなさい。

- ① 保安委員会の開催頻度
- ② 災害時における罹災者の救護方法
- ③ 見学者に対する保安確保に関する事項

- (1) ①～③の記述のうち、鉱山保安法令に規定された内容として正しい記述はない。
- (2) ①～③の記述のうち、鉱山保安法令に規定された内容として正しい記述が1つある。
- (3) ①～③の記述のうち、鉱山保安法令に規定された内容として正しい記述が2つある。
- (4) ①～③の記述全てが、鉱山保安法令に規定された内容として正しい。

問5 保安統括者及び作業監督者等に関する次の①～③の記述の正誤について、鉱山保安法令上、正しいものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- ① 鉱業権者は、鉱山において、鉱業に関する事項を統括管理させるため、保安統括者を選任しなければならない。保安統括者は、当該鉱山において鉱業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。
- ② 鉱業権者は、保安統括者又は保安管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行わせるため、経済産業省令の定めるところにより、あらかじめ代理者を選任し、これを産業保安監督部長に届け出なければならない。
- ③ 鉱業権者は、保安を確保するため、経済産業省令で定める作業の区分ごとに、経済産業省令で定める資格を有する者のうちからその作業を監督する者を選任したときは、経済産業省令の定めるところにより、これを産業保安監督部長に届け出なければならない。

- (1) ①～③の記述のうち、鉱山保安法に規定された内容として正しい記述はない。
- (2) ①～③の記述のうち、鉱山保安法に規定された内容として正しい記述が1つある。
- (3) ①～③の記述のうち、鉱山保安法に規定された内容として正しい記述が2つある。
- (4) ①～③の記述全てが、鉱山保安法に規定された内容として正しい。

問 6 保安教育に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、正しいものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 特に危険な作業として経済産業省令で定めるものは、①鉱山における掘削作業、②鉱山における発破作業、③鉱山における高所作業の3つであり、これらの作業については、それぞれに必要な教育の内容及び時間が経済産業省令に規定されている。
- (2) 鉱業権者は、鉱山における発破に関する作業に鉱山労働者を従事させるときは、発破方法に関し、最低限5時間の教育を施す必要がある。
- (3) 労働安全衛生規則に掲げる発破技士免許を受けた者は、鉱山における火薬類を使用する作業及び鉱山における発破に関する作業に従事するにあたって必要な保安教育を施したもとする。
- (4) 鉱業権者は、定期的に又は必要に応じ、鉱山労働者に対して、その作業を行うに必要な保安に関する事項について再教育を実施し、その記録を保持しなければならない。

問 7 鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設であって保安の確保上重要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下「特定施設」という。）に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、正しいものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 鉱業権者は、特定施設であって保安の確保上特に重要なものとして経済産業省令の定めるものについては、経済産業省令の定めるところにより、定期に、検査を行い、その結果を記録し、これを産業保安監督部長に届け出なければならない。
- (2) 産業保安監督部長は、鉱業権者から届出のあった工事の計画が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から30日以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。
- (3) 鉱業権者は、特定施設の設置又は変更の工事であって、経済産業省令で定めるものの工事を完成したときは、経済産業省の定めるところにより、その使用の開始前に、検査を行う必要があるが、その検査においては経済産業省で定める技術基準に適合するものであることのみ確認すればよい。
- (4) 鉱業権者は、特定施設の使用を開始したとき、又は特定施設を廃止したときは、30日以内に、その旨を産業保安監督部長に届け出なければならない。

問 8 鉱山保安法に規定された施設等の巡視及び点検に関する次の記述について、
に当てはまる鉱山保安法令上定められている言葉を、下記の(1)～(4)の組合
 せの中から選びなさい。

- ① 保安の確保上重要な鉱山等にある建設物、工作物その他の施設並びに掘採箇所及び
 掘採跡を A 巡視し、危険又は異常の有無を検査し、かつ、危害及び
 B の防止のため必要な事項について、測定すること。
- ② 大雨、地震その他の異常気象により保安上危険の有無を検査する必要があるもの
 又は危害及び B の防止のため必要な事項についての測定の結果に異常が
 認められたものについては、 C に危害が及ぶおそれがある場合を除き、巡
 視及び測定の数回の増加その他巡視又は測定について必要な措置を講ずること。
- ③ 鉱業上使用する機械、器具及び工作物については、始業時、月次等、 A
 点検を行うこと。また、点検の結果を記録し、必要に応じ、これを D する
 こと。

	A	B	C	D
(1)	定期的に	汚染	第三者	届出
(2)	保安のため必要がある ときに	鉱害	巡視者	保存
(3)	定期的に	鉱害	巡視者	届出
(4)	保安のため必要がある ときに	汚染	第三者	保存

問 9 鉱業権者から産業保安監督部長に対して行う災害その他の保安に関する事項の報告に関する次の記述について、に当てはまる鉱山保安法令上定められている内容を、(1)～(4)の組合せの中から1つ選びなさい。

- ① 鉱業権者は、死者又はの休業見込みの負傷者が生じた災害、又は、3日以上以上の休業見込みの負傷者が同時に5人以上生じた災害が発生したときは、直ちに、災害の状況について産業保安監督部長に報告しなければならない。
- ② 鉱業権者は、3日以上以上の休業見込みの負傷者が生じた災害が発生したときは、産業保安監督部長に、速やかに災害の状況について報告するとともに、に定められた様式に従い報告しなければならない。
- ③ 鉱業権者は、水害その他の自然災害が発生したときは、、速やかに災害の状況について産業保安監督部長に報告しなければならない。
- ④ 鉱業権者は、火薬類の紛失、盗難その他の火薬類についての事故が発生したときは、事故の状況について産業保安監督部長に報告しなければならない。

	A	B	C	D
(1)	2週間以上	30日以内	負傷者が発生した場合にのみ	直ちに
(2)	2週間以上	60日以内	負傷者が発生した場合にのみ	速やかに
(3)	4週間以上	30日以内	負傷者の有無にかかわらず	速やかに
(4)	4週間以上	60日以内	負傷者の有無にかかわらず	直ちに

問 10 火薬類の取扱いに関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、誤っているものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 火薬類を受渡すときは、あらかじめ定めた安全な一定の場所において行い、受渡し、返還及び使用した火薬類の種類及び数量を記録し、これを1年間保存すること。
- (2) 火薬類取扱所に存置する火薬類は、2作業日の使用見込量以上としないこと。
- (3) 火薬類を存置するときに見張人を常時配置し、又はこれと同等以上の措置を講ずる場合を除き、火薬類取扱所の建物の周囲には、適切な境界さくを設け、かつ、「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた標識が設けられていること。
- (4) 発破作業を行うときは、異常爆発の防止並びに発破作業者及び周辺への危害を防止するための措置を講ずること。

問 11 危害回避措置等に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、誤っているものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 鉱山労働者は、その作業に従事している際に、人に対する危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると認めるときは、当該作業の監督者に報告し、監督者の了解が得られた場合には、その作業を中止することができる。
- (2) 鉱山労働者は、当該危害を避けるためその作業を中止した場合は、当該危害及び当該措置の内容について保安統括者又は保安管理者に直ちに報告しなければならない。
- (3) 鉱山労働者は、この法律若しくはこの法律に基づく経済産業省令に違反する事実が生じ、又は生ずるおそれがあると思料するときは、保安統括者又は保安管理者に対し必要な措置をとるべき旨を申し出ることができる。
- (4) 鉱業権者は、鉱山労働者が危害回避のために作業を中止する措置をとったこと、又は鉱山保安法に違反することを防ぐために必要な措置をとるべき旨の申出をしたことを理由として、当該鉱山労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

問 12 鉱業廃棄物の処理に関する次の記述について、鉱山保安法令上、正しいものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 鉱業廃棄物を坑外埋立場において処分するときは、のり尻から埋立面までの高さの最大値は5メートル未満とすること。
- (2) 捨石、鉱さい及び沈殿物（それぞれ有害鉱業廃棄物を除く。）以外の鉱業廃棄物は、集積処分を行わないこと。
- (3) 有害鉱業廃棄物を坑内埋立する場合は、埋立工事の計画を産業保安監督部長に届け出ること。
- (4) 鉱業廃棄物の処分を委託する場合においては、処分を委託しようとする者に対し、鉱山保安法に規定する管理票を交付すること。

問 13 および問 14 は露天採掘技術保安管理士試験の受験者が解答して下さい。
(鉱場技術保安管理士試験の受験者は解答しないで下さい。)

問 13 粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置、又は、講じた措置に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、誤っているものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときに、産業標準化法に基づく日本産業規格 T8 1 5 1 に適合し、作業環境に応じた有効な防じん性能を有するものを着用させた。
- (2) 常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場及び坑内作業場について、経済産業大臣が定める方法により、6月以内ごとに1回、当該作業場の空気中における粉じんの濃度及び当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定するとともに、その結果を記録し、7年間保存した。
- (3) 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状を、見やすい箇所に掲示するとともに、粉じんが飛散しない箇所への休憩所の設置その他の鉱山労働者が粉じんを吸入しないための措置を講ずること。
- (4) 粉じんを発生し、又は飛散させる施設及び粉じん処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、粉じんによる鉱害を生じたときは、直ちに産業保安監督部長に報告するとともに、速やかにその事故を復旧すること。

問 14 自動車の技術基準に関する次の記述のうち、鉱山保安法令上、正しいものを(1)～(4)の中から1つ選びなさい。

- (1) 始動装置、加速装置、ブレーキ、その他自動車の運転に際して操作を必要とする装置は、運転者が定位置において容易に操作できる適切な位置に配置し、これらを識別できるように表示されていること。
- (2) 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、排気管からの熱等による燃料の引火を防止するため、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から安全な距離を有していること。また、坑内において使用する自動車（専ら連絡地下道の通過の用に供する自動車を除く。）にあつては、内燃機関の排気側には、適切な空気清浄装置が設けられていること。
- (3) 車室内の電気配線は、被覆し、かつ、車体から適切な距離を有していること。また、車室内の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずる電気装置は、火花による火災を防止するための適切な措置が講じられていること。
- (4) 坑内において使用する自動車（専ら連絡地下道の通過の用に供する自動車を除く。）にあつては、機関部及び電気系統に対して作動する、有害ガスの発生の少ない消火装置が、運転者席から容易に操作ができ、かつ、損傷を受けない位置に設けられていること。

問 15～問 16（鉱場技術保安管理士試験選択問題）は省略